

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年11月14日(木) 13時30分～

2 場 所 田布施町保健センター 多目的ホール A

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画の決定について

議案第3号 現況証明について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 重 幸 陽

署名委員 稲 本 卓 雄

議長 ただ今から、令和6年第11回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第3号 現況証明について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3と4を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西3.3kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー1で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。補足説明ですが、令和2年2月に制定された「太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱」が改正され、この度令和6年9月1日より運用が開始されました。これまでの運用方法では、町に届出を提出する前に地元自治会への説明会の実施や書面での通知等により事業説明を行った上で、事業者から地元自治会長の押印がなされた報告書が提出されてきました。今回の改正では、地元自治会等への事業説明を行った上での、自治会長の押印がなされた報告書の提出はなくなり、代わって太陽光発電設備の合計出力が50キロワット以上の場合は事業実施場所の敷地境界線からの水平距離が300mの範囲内に居住する者等に対し説明会を実施、また合計出力が50キロワット未満については、事業実施場所の敷地境界線からの水平距離が100mの範囲内に居住する者等に対し、投函又は戸別訪問等による

事前周知措置を行います。その上で、どちらの場合も措置を行った旨の報告書を提出、その後届出を提出していただきます。従って、従来の地元自治会長の押印がなされた報告書の提出を求める運用は廃止となります。今後、太陽光発電設備の設置を目的とする転用申請が提出された場合には、地元説明終了後、届出の写しが役場環境係へ提出されたかどうかについて確認を行っていく予定です。

以上を踏まえ、本件につきましては合計出力が49.5キロワットのものであるため、水平距離が100mの範囲内での事前周知措置が対象となります。その上で、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置及び届出の提出が完了していることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 この土地は公民館から大和のほうへ行く県道の側です。3筆ほどあります。その一番上の筆なんですけれども、県道と川に挟まれた独立した土地ということで、申請者の方がその3筆全てを持っておって一番上の筆をソーラーにされるということで、下の田んぼは荒廃しておって10年以上作っていないということで木も生えておるといような状況であります。そういったことで本人ももう農業をやられないということがありましたので今の状況からして適正に管理されるということですので問題は無いいんではないかと思います。

田熊委員 問題無いと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

今井委員 自治会への届出が無くても良いと、現地説明ということですか。

議長 田布施町はみだりに太陽光発電設備を作られたら困るということで事前に要綱を作っておりますけれども、国の方は太陽光による発電設備を推進したいということでだんだん規制が緩くなっていっておるんですね。ここに書いてあるとおり、説明もしくは投函で良いということですから設置場所の近くの

お宅のポストに説明書類を入れればそれで良いということなんです。要は農地に発電設備を設置する場合は農地法に基づく許可が必要ですが、斜面等の農地性が無い土地については町に出すのは太陽光の要綱に基づく届出のみで他に許可を得なくても設置できるということですよね。

事務局 そうですね。他法令に基づく要件に該当すれば許可を得たり届出を出してもらうようになりますが、該当しなければ要綱の届出のみで設置できます。

議長 私の自宅の上に団地ができてその斜面にソーラーパネルができてますが知っちゃってですかね。あれはですね、農地じゃ無いから農地法の許可を得ずに作っておるんです。以前経産省の職員と話す機会があったんですが、設置者を表示する看板を付けてないところには積極的に行政指導を行うけれどもそれ以外は規制緩和が進んでおるという事のようにです。なんでお近くの太陽光に看板がついてないところがあったら言うてもらったらと思います。

今井委員 ちなみに、パネルの反射光が自分とこに向いておってもなんも言えないということですか。

議長 それは農業委員会とは別問題です。個人的に業者にパネルの向きを変えるように要望することはできると思いますが。

今井委員 でもそういうことを知らずに建てられたら、説明がなかったら分からないじゃないですか。

事務局 50kw 未満の太陽光の話なんですけれども、投函または個別訪問と説明会を地元が希望すれば業者が説明会を開くことができるそうなんですけれども、何らかの形で周知をされて、今井委員がおっしゃるように太陽光パネルの問題ですとか、例えば草刈りの部分で心配ですとか要望ないし疑問点がある場合はきちんと業者が対応するようにというのが要綱に組み込まれているので好き勝手に建てられるというわけでは無いんですね。ただ説明ないし周知をする範囲がワット数によって広くなったり狭くなったりするというもので、50kw 未満であれば半径 100m 以内の所に周知すると、それ以上の大型の太陽光

になれば 300m と距離が増えて説明会が必須になるという内容です。

塩田委員 要綱が変わったのであれば町民に周知してはどうか。

議長 これは議会にも諮ってないのに変えるんかと言われたら条例じゃなく要綱ですから議会にかける必要が無いんですよ。そのことを広報に出してもわけの分からん人ばかりと言えはご無礼ですけど事実そうなんですよ。

塩田委員 それなら農業委員会で太陽光のことを審査しなくても良いのでは。

議長 農地の転用であれば審査が必要です。

塩田委員 それはわかるんですが、農業委員会でそれを審査してももうどうしようも無いと思うのですが。

議長 農業委員会としてはそこに太陽光を作ったら水の流れが変わって隣の田んぼが作れんようになるとか、例えば連続して農地があって上から水が流れていくというのが大部分ですからそこに施設を作ったら水が流れなくなって下のほうの農地が荒廃するというなら認めないというのが言えます。そういった他の農地への影響のチェックを農業委員会がしよるんです。農地以外に作る太陽光については農業委員会としては関与できません。太陽光発電設備自体が良いか悪いかというのではなくてその農地を転用することが他の農地にどう影響を与えるかというところをチェックしていくということです。

塩田委員 経済課のほうで会議の前にそのことをしっかりと記載しておいてもらえんですか。会議の時にこの太陽光発電設備は 50kw 以下というのではなくて資料にしっかりと記載しておいてください。

事務局 次回の総会からおっしゃるとおり対応しようと思います。

議長 もう一つ言うたらですね、議案にあるものは太陽光の要綱の所管である環境係がチェックした後に上がってくるという流れになりますので太陽光の要綱の要件は既にクリアされているということです。農業委員会としては農地の転用によって他の農地に影響を与えるかどうかのチェックを行っていくということですね。その辺をご理解いただければと思います。

今まで太陽光発電は農業者にとっちゃ変なものという認識じゃったけど荒れたところに建つのはもうしょうがないんですよ。ここの土地は皆さんご存じのとおり大和へ行く県道沿いの所です。低いところで今までずっと荒れちゃった。あと2筆は大きな木が生えちよる。農地の有効利用ならば仕方が無いかなという感覚を私もしております。そういうことで農地として利用できなくなった所は今の時代だから仕方ないなということで時代がそういう方向になっているということをご理解頂けたらと思います。ただ圃場整備した優良農地には建てたらいけんという予防線を今から先もご認識いただければと思います。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西2.2kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー2で示しています。転用目的については、所有権移転で資材置場です。譲受人は柳井市で土木工事・管工事業等を営んでおります。現在資材を仕事の進捗状況に応じて加工し現場に運搬していますが、仕事効率が悪く苦慮しているもので、今後は発注と同時に資材を加工して一旦申請地に置き、現場の進捗状況に応じて運搬し仕事効率の改善を図るため、この度の申請に及んだとのことでした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 この土地は公民館からずっと東側に行きますと県道の下松田布施線の大きな交差点にでます。そこを田布施よりによったところなんですが、令和

5 年にも隣接する申請者の土地を転用されております。そして一応申請者以外の田では国営圃場整備ということで事業を行っております。申請地と上の田んぼの間に水路ができて利用されております。10 年前に圃場整備の話があった時から、本人としては後継者もおられないし、高齢にもなるので圃場整備には入りませんということで現在まで来ておりました。そして、何年か前からこの土地を売りますという看板もでておりましたけれども、売却する話がまとまらなかったと思います。将来的なこともあり令和5 年度から引き続きということでありまして、条件の良いところは処分したいという意向もありやむを得ないのではないかとこのところではあります。

田熊委員 問題無いと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1 号2 番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1 号2 番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2 号 農業経営基盤強化促進法第18 条第1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7、8 に記載しておりますが詳しくは8 ページに記載しておりますので8 ページをご覧ください。こちらは農業経営基盤強化促進法に基づいた農地の所有権移転、売買についてです。1 筆、730 m² となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。受け手の法人については、圃場整備を行った新川・本町地区に新規参入される法人で、主にさつまいもを8 ha 程耕作する予定とのことです。また、本申請については、法人が農地を所有する許可申請のため、農地法第2 条第3 項に規定

される農地所有適格法人としての要件を満たしているか否かの確認が必要となります。

この規定の中には、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」を満たすことが規定されており、これらの要件につきましても法人から提出された全部事項証明書、株主名簿等で確認済です。また、近隣市町でも農地所有適格法人の要件を満たしているとされておりますので申し添えます。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

小坂委員 さしずめ1筆を所有されるということですか。

事務局 さしずめ1筆を所有されます。現所有者の方から法人が新規参入されるのであれば購入して欲しいという希望があり当事者間で同意が取れたため売買に至ったものです。他の耕作予定地については賃借権または使用貸借件で対応される予定です。

議長 この法人は他の市町でいちごとさつまいもを頑張って作ってらっしゃいます。将来もう少しさつまいもを作るための広い農地がほしいということがあったんで西の公民館の周りの圃場を是非全てさつまいもにしてくれと話をしたらですね、あそこじゃ面積が少ないと言うんですよ。それがまだ筆が大きなところで作ったほうが楽だということで今から本町新町の圃場を主にさつまいもを作るための用地として今検討しておるということです。ということで計画的にやっておるところですから農業委員会も応援したいなと思っております。そういう事情でありますんで今から先お米ばかりじゃ経営が農業も成り立たんというところでいろんな例えば今ですね、農水省、農林事務所、役場経済課、農協、土地改良区全て一堂に会して田布施の農業これからどうやっていこうかという風に相談をしているところです。この前1回やりました。次は1月にやる予定なんですけどもうお米ばかりじゃいけないので作物どうするかというのとそうは言うても期間的な作物のお米しかこの辺じゃできんよねと、ならお米つくるためには将来誰が後を作ってくれるかちゅうのを今検討して

います。要は儲かりや誰でもやってくれるんじゃないけ儲かるための米をどうやって作っていった販路をどうやったらええかちゅうのを検討研究してます。その一環としてさつまいもという話もでております。そういう形で今話しておりますし、特に役場経済課が地元の農業について知ってるんで、中心となっていていろいろな説明をして、今方向付けを決めておりますのでそういうことをやるということをご理解頂けたらと思いますし、これはすぐ結論出ません。またご意見ありましたらお聞かせ頂ければと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 それでは他にありませんか。(質疑なし) 特にないので、質疑を終了します。次に、議案第2号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9をご覧ください。申請地は、役場より北西3.6kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で現地を確認したところ、申請地はほとんど法面のようになっており、雑草と樹木が生い茂っている状況でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 現地は見られたら分かるんですが、木も生えていたり周りの農地も10年以上前から全部荒廃しております。そういうことで農地としては全然使えないという状況だと思います。

田熊委員 西本委員と同意見です。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第2号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10をご覧ください。申請地は、役場より南東2.7kmに位置する第三種農地です。位置は現況－2で示しています。事務局で現地を確認したところ、申請地は住宅の真裏の法面部分で、雑木が生い茂っている状況でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 法面をどうにかしたいなという状況かもしれないところで法面で耕作するのは難しいので畑という状況ではなかったというところでは。

重森委員 ありません。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号2番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和6年第11回田布施町農業委員会総会を閉会します。